

岐阜県 平成26年度ハーモナイズ事業について

広く県民の間に動物愛護への理解を深めると同時に、動物の適正な飼養の普及を図ることを目的として実施する。各保健所及びセンターにおいて推進員の協力を求め、独自に企画し開催する。保健所等では平成26年度も継続して下記事業を実施予定。

1 平成26年度「動物愛護教室」実施要領（案）

1 目的

動物愛護思想及び動物の適正飼養の普及啓発を図るには、次代を担う子供たちに対する教育が不可欠である。「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例（所有者等の義務及び遵守事項）」に基づき、小学生を対象として動物についての理解、生命を慈しむ心の育成、動物愛護意識の高揚及び動物による危害の防止を目的とした動物愛護教室を開催する。

2 開催時期

平成26年5月から平成27年1月

3 実施機関

主体	協力	対象地域
岐阜保健所	本巣・山県センター	岐阜圏域
西濃保健所	揖斐センター	西濃圏域
関保健所	郡上センター	中濃圏域（中濃保健所管轄地域を除く）
中濃保健所		中濃保健所管轄地域
東濃保健所		東濃保健所管轄地域
恵那保健所		恵那保健所管轄地域
飛騨保健所	下呂センター	飛騨圏域

4 実施対象者

小学生

5 方法

- (1) 動物の習性、生態、正しい飼い方等に関する子供向けの講演を実施することとし、講師は開業獣医師等に依頼すること。
- (2) 講演のほか、実際に学校で飼育されている動物等を用いた愛護に関する実習、ふれあいの機会を設けること。
- (3) 子供たちの疑問に答え、動物に関する理解及び関心を深めること。
- (4) 視聴覚ソフト等を利用して効果的に行うこと。「ウサギ」及び「ニワトリ」に関するリーフレットを必要に応じて利用すること。（生活衛生課所蔵の視聴覚ソフトについては、別添資料を参照）
- (5) 動物愛護教室終了後、講習内容や動物愛護に関する簡単なアンケート調査を必要に応じて実施すること。

(6) 市町村（教育委員会等）及び（社）岐阜県獣医師会開業部会支部に対して協力を依頼し、事業内容等の企画立案時から連携を図ること。

2 平成26年度「愛犬のしつけ方教室」実施要領（案）

1 目的

近年のペットブームを背景に犬及びねこをはじめとして動物を飼養する家庭が増加し、県下においても犬の登録頭数は年々増加の一途をたどっている。

その一方で、不適正な飼養による犬及びねこに関する苦情は多く、保健所に収容される犬及びねこは県下で年間約3,500頭に上っている。犬による咬傷事故は、全国で年間数千件の発生があり、その中には人の生命にかかわる重大な事故につながる例もある。

また、災害時にはペットを連れて避難する飼い主が多いと予想され、人の生命、身体、若しくは財産に害を加えないよう日常からしつけを行うことは重要なことである。

このため、基本的な犬の「しつけ方法」等を広く県民に普及し、犬の適正飼養の推進を図る。

2 開催時期

平成26年5月から平成27年1月

3 実施機関

主体	協力	対象地域
岐阜保健所	本巢・山県センター	岐阜圏域
西濃保健所	揖斐センター	西濃圏域
関保健所	郡上センター	中濃圏域（中濃保健所管轄地域を除く）
中濃保健所		中濃保健所管轄地域
東濃保健所		東濃保健所管轄地域
恵那保健所		恵那保健所管轄地域
飛騨保健所	下呂センター	飛騨圏域

4 対象者

一般県民（主に子犬の飼い主。特に保健所等から子犬を譲渡された飼い主には積極的に参加を呼びかけること。）

5 方法

- (1) 犬の習性及びそのしつけ方について、犬を用いた実演を行うなどわかりやすく教示すること。
- (2) 受講者の疑問に答え、犬に関する理解と関心を深めること。
- (3) 視聴覚ソフト等を利用して効果的に行うこと。（生活衛生課所蔵の視聴覚ソフトについては別添資料参照）
- (4) 制度上の義務等について周知徹底すること。
 - ① 「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）に基づき、動物の生命を尊重し、終生飼養するなど動物愛護について理解を深めること。
 - ② 「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」（平成14年環境省告示第37号）に基づき、動物の健康及び安全を保持し、人への危害の防止を図ること。
 - ③ 「狂犬病予防法」（昭和25年法律第247号）に基づき、犬の登録及び年1回の狂犬病予防注射を受けること。
 - ④ 「岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例」（平成18年条例第20号）に基づき、他人に迷惑をかけないように飼養するとともに、公共の場所等における飼い犬の汚物（糞）の処理を徹底すること。
 - ⑤ 「岐阜県被災動物救護計画」（平成24年1月23日生衛第691号）に基づき、飼い主の役割を周知すること。

- (5) 市町村に対して協力を求め、市町村広報紙等による事業の周知に努めること。
- (6) 講師は、犬のしつけに関する専門家等（動物愛護推進員を積極的に活用すること）に依頼し事業内容の企画立案時から連携を図ること。なお、開業獣医師に講師を依頼する場合は、各地区の岐阜県獣医師会開業部会支部に対して協力を依頼すること。

3 平成26年度「動物愛護推進活動支援事業」実施要領（案）

1 目的

県では平成16年度から、地域における犬、ねこ等の動物の愛護の推進に熱意と見識を有する者に動物愛護推進員（以下「推進員」という）を委嘱し、地域における動物飼養に関する様々な問題の解消に取り組んできたところであり、平成26年4月に改訂した「岐阜県動物愛護管理推進計画」の具体的な取り組みの中でも推進員の活動の促進に努めることとしている。

今後ますます活躍が期待されている推進員が、その役割を十分に果たせるよう、本事業を通じて県が推進員活動の環境を整備し、その活動を支援することにより、県民に対する動物の愛護及び適正飼養等の普及啓発を図る。

2 実施期間

平成26年5月から平成27年1月

3 実施機関

各保健所及びセンター

4 対象者

県内の推進員（ただし管内の推進員を優先すること）

5 実施方法

- (1) 各保健所及びセンターにおいて1名以上の推進員の活動を支援すること。
- (2) 計画を立てるに際し、あらかじめ各推進員の活動状況を把握し、活動の支援について要望等を聴取すること。
- (3) 推進員の活動について助言・指導その他必要な支援を行うこと。
- (4) 必要に応じ、市町村、自治会等地域と連携を図ること。

< 推進員の活動例 >

- ・ 社会福祉施設等での入所者と動物とのふれあい活動を実施（動物介在活動）
- ・ 保健所に収容された動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために開催される譲渡会への協力、または飼養希望者情報の仲介（譲渡あっせん活動）
- ・ 自治会の会合やイベントで開催する犬のしつけ方教室等の実施（動物愛護普及啓発活動）
- ・ 保健所から譲渡された犬猫の無料健康診断
- ・ その他、既に動物愛護活動を実施しているボランティアを推進員が指導し、育成する活動など

推進員を活用した内容であれば既存の事業内容（愛犬のしつけ方教室、動物愛護教室）を複数回開催することも可能とする。

本事業においては、推進員活動の趣旨から報償費について予算措置をしていないので、計画の段階から既存の事業との違いを説明し、推進員の理解を得ること。なお、本事業に係る旅費は支給すること。

【ハーモナイズ事業状況】

事業名	事業年度												
	7	～	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
動物愛護教室													→
愛犬のしつけ方教室													→
子犬の譲渡会										→			
動物愛護週間行事													→
動物愛護推進協議会運営													→
動物愛護推進員の委嘱													→
動物愛護推進員活動支援													→
動物介在活動モデル事業										→			